# 幕別町・更別村・忠類村

編集・発行/幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会 平成15年9月24日発行



第2回任意合併協議会を開催、今後の協議の方針を話し合う

# 新設(対等)合併を基本とし、新町の名称は 公募により決定する方針を確認

第2回「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」が9月5日、更別村役場で開催されました。 この日は『協議項目の調整に関する基本方針』、『協議項目の調整方針』、『新町のまちづくりの将 来像及び新町のまちづくりの方向性』を案件として協議が行われました。『協議項目の調整方針』 では合併をする際の基本的項目といわれる『合併の方式、合併の期日、新町の事務所の位置及び 支所、出張所の位置』のほか、住民の皆さんの関心が深い住民負担とサービスなど、あわせて26 項目について、合併した場合の方向性を定める調整方針を協議しました。このうち、新町の事務 所の位置及び支所、出張所の位置については第3回協議会に継続協議となりましたが、他の案件 はすべて協議項目の調整方針が提案のとおり決定されました。

# 協議された案件

- - (合併の方式 合併の期日 新町の名称 財産 新町の事務所の位置、支所、出張所の位置 地域審議会の設置 公共的団体 議会議員の定数、任期及び報酬 地方税 一般職の職員の身分 特別職の身分 各種証明手数料 補助金等 国民健康保険税 介護保険料 一部事務組合 老人医療 母子医療 乳幼児医療 各種健康診断と自己負担 福祉サービスと自己負担 保育所と幼稚園 給食費 ごみ収集と収集料金 除雪体制 上・下水道料金)
- 〇「新町のまちづくりの将来像」及び「新町のまちづくりの方向性」の策定について ……… 8ページ

#### ○協議項目の調整に関する基本方針について→提案のとおり決定

提案の理由 合併に向けた課題・問題点の洗い出し・整理を行い、方向性を決定する基本とするために調整 の方針を確認するものです。

#### 目的

住民生活に深く関わりのある協議項目について、その及ぼす影響などを含め検討し、仮に合併するとし た場合、速やかに新町に移行できるよう、あらかじめ調整することを目的とする。

#### 基本的な考え方

- (1) 住民生活に大きく影響するものについては、可能な限り数値を用いるなど具体的に提示する。
- (2) 住民が等しくサービスを享受できるよう調整する。
- (3) 調整にあたっては、「現行どおり」「一元化」「廃止」など明確に区分するよう努める。

#### 調整の原則

新町の行政制度やサービスは、これまでの3町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、3町村の融合・一 体化の促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮することが重要である。また、行政制度やサービスを 調整する場合には、「サービスは高く、負担は低く」することが望まれるが、高サービス低負担による財 政負担増が合併による経費削減効果よりも大きくならないよう留意する必要がある。このため次の三つの 観点を総合的に勘案し、新町における行政制度やサービスを調整することとする。

# 公平性の確保 負担公平の原則に立ち、行政格差が生じたり、住民に不公平感を与えないこと

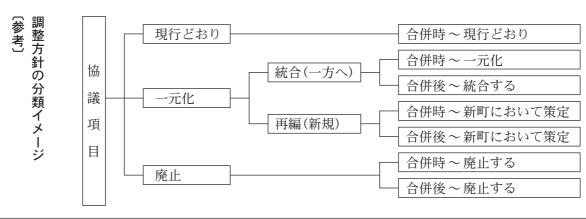
合併した場合には、行政サービスや負担が公平に行われる必要があり、また、そうすることが、3 町村の融合・一体化の促進にも繋がることになる。このため、各種使用料・手数料や各種税金など住 民が直接負担するものについては、その料金や税金について、「負担公平の原則」に立ち、行政格差 が生じたり、住民に不公平感を与えないよう十分配慮することとする。また3町村間に格差がある場 合で、止むを得ず現行制度を継続する場合であっても、一元化(統一すること)されるまでの期間は、 税の不均一課税が認められている期間である5年間を限度とすることが重要である。

# 健全な財政運営 現実的かつ実行性があり、財政運営に大きな影響を与えないこと

厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政需要に対応し、新町の将来を展望した都市基盤の 重点的な整備や地域振興のための新たな投資を進めるためには、徹底した行財政改革を推進し、より 効率的な行財政運営に努め、将来的に安定した財政基盤を確立することが重要である。このため、こ れからの自治体のあり方も視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上 げることに配慮し、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に 実施した場合の財政に与える影響を考慮することとする。

#### **受益と負担の適正化** 行政サービスの基本原則となる受益と負担の関係に合致していること

合併により人口規模、面積規模が拡大することになるが、新町の自治体運営にあたっては、その規 模に見った行政サービスを進める必要がある。この場合、受益と負担のルールに従い、行政サービス による受益に応じ、適正な負担を定めることに留意することが重要である。このため類似町の状況も 考慮しつつ、受益者負担を原則とするサービスについては、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡 を考慮した制度のあり方を検討することが重要である。



○協議項目の調整方針について→「新町の事務所(役場本庁)の位置」「支所、出張所の位置」は、第3回 任意合併協議会で継続協議。その他は調整方針のとおり決定

提案の理由 住民生活に深く関わりのある協議項目について、その及ぼす影響などを含め検討し、仮に合 併するとした場合、速やかに新町に移行できるよう、あらかじめ調整の方針を確認するもの

# 1 合併の方式 → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
市町村合併は、合併特例法の適用や合併の手続き(形式)などの違	3 町村が対等の立場で、それ
いから、「新設合併」と「編入合併」に区分され、協議・検討の方法	ぞれの持っている地域特性を生
も一部異なることから、協議を円滑に進めるためにも、早期に決定す	かし、相互に機能の連携・補完
る必要があります。	を果たすことにより、新町の均
【新設合併】旧の町村を廃して、その区域に新しい町が誕生すること	衡ある発展を目ざすため、新設
です。	(対等)合併を基本とします。
【編入合併】一つの町村の区域に他の町村の区域が加わることです。	

# 2 合併の期日 → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
新町として施行する日(合併協議会による調	合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづく
印日、各町村議会の議決日ではありません。)	りに生かしていくため、法適用期限である平成17年
新町が誕生するまでには、様々な協議事項の	3月末の合併を目ざします。ただし、今後、法改正
確認、住民の合意形成が必要となりますし、各	等による適用期限の延長がある場合には、その期限
町村・道議会の議決等の手続きに期間を要する	内での合併を目ざすこととします。
ため、期日は慎重に決定する必要があります。	

# 3 新町の名称 → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止	法定合併協議会移行後、一般公募により意見を募り、
されるため、新町の名称を決める必要がありま	新町にふさわしい名称を決定します。
す。	

# 質疑応答の要旨

- 委員幕別町民の一部とは思うが、「忠類と一緒になることは大変いいことだが、名前は幕別町忠類で どうだ」と言われたことがある。大きな町だから、そういう思いがあると思うが、名称は3町村の 大きな問題であり、行政としていかにクリアしていこうとするのか。
- 会 長 先日、幕別町の住民説明会を行った際、「町長のリーダーシップで幕別という名前だけはなんと か残せないか」という話もあったが、対等合併を目指す中では、それぞれの町や村が、その名前に 思いがあるわけであるから、我が町が人口を多いことを盾にとって、それですべてが決まることに はならないと答えた。また、今の合併特例法では平成12年の国勢調査人口が3万人であれば市に なるが、国勢調査人口は3万人に達していない。しかし3町村の現在の住民基本台帳人口では3万 人を超えているので、人口要件を住民基本台帳人口とする特例ができないか道や国に要望をしてい くが、決定は国であり難しい問題でもある。市と町では住民の皆さんの認識も違ってくると思うし、 法定協議会に移った中で、公募を含めたいろんな意見の中から名称を決めていくのが良いと思う。

# 4 財産の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
原則的には、合併関係町村が所有していた土地、建	3 町村の財産、債務は、すべて新町に引き
物、債権、債務などは新町に引き継ぐことになります。	継ぐものとします。
(特段の事情があるときは財産区が設けられます。)	

# 5 新町の事務所の位置、支所、出張所の位置 → 第3回任意協議会に継続協議

協議項目の説明	調整方針
新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止されるため、	3 町村の現役場庁舎の 1 つを本庁舎とし、
新町の事務所(本庁舎)の位置を決める必要があります。	これ以外の役場庁舎は、現行組織から管
事務所の位置は、住民の利便性、交通事情、関係官公署	理機能を除く幅広い住民サービスを提供
との関係等に配慮する必要があります。	する総合支所とします。

#### 質疑応答の要旨

- **委員** 調整方針に「3町村の現役場庁舎」とあるのを「合併時の3町村の現役場庁舎」としてはどうか。 この文言のままでは10年、20年後に新庁舎を建設するようになった時、足かせになるのではないか。
- **会** 長 合併に向けた協議をするために方針を決めるのであり、合併をして新しい町になった時に、新庁舎を建てるということになれば、それはその時点での協議と思う。
- **委** 員 本庁舎をどこに置くと決めなくて良いか。住民の判断材料とするためにも決めた方が良いのでは。
- **委 員** 今後いろんなシミュレーションを作っていかなければならず、事務所の位置が決まっていた方が 事務局としては作りやすいのではないか。
- 委員 この件は大事な分野であり、この場での議論ではなく、法定協議会でするのが筋と思う。
- **委** 員 任意協議会や法定協議会の役割は、その協議内容を住民に周知し、幅広く意見をいただくことである。最終的には議会の議決が必要であることから、現段階では時期尚早で、この表現で十分である。
- **委 員** それぞれの町村に事情があることと思う。今日は持ち越しとし、それぞれの町村の方針、考え方を定めて次回に協議をしてはどうか。
- 会 長 任意協議会での協議や決定事項は、できるかぎり住民の皆さんに周知することは当然であり、そ の周知は具体的なものであることが住民の皆さんも望んでいると思う。しかし、決めることができ ないものは法定協議会での協議となることもあるだろう。この件は引き続き、第3回協議会で協議 をする。
- **委員** 総合支所は、住民票の交付や税金等の収納業務という現在の支所と、どのような違いがあるのか。 例えば住民と話し合う際、このようなものが総合支所という具体的な形が必要になる。
- 会 長 今ある支所のイメージではなく、農林課や福祉課、教育委員会など、いろんなものをある程度残した形の総合的業務を行う支所としたいということであるが、組織機構や人員配置など、その形態を決めるためには法定協議会で協議されていくことになると思う。住民の皆さんの関心の高い大事な問題であり、協議を重ねていかなければならないと思っている。

# 6 地域審議会の設置 → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
合併特例法において、新町の均衡ある発展のため、地域の実情	合併特例法に基づく地域審議会
に応じた施策の展開のために、旧町村の区域ごとに地域審議会を	を必要に応じて旧町村を単位とし
設置することができることから、設置の有無、構成員の定数及び	て設置します。
任期等について協議する必要があります。	

#### 質疑応答の要旨

- **委** 員 必要に応じて設置をするとは、どういう意味か。周辺部になるという前提で検討会議を進めてきた中で、住民は過疎化が促進される、住民の意思が施策に反映されないということを、とても心配している。住民は新しい町になった時に今までの村づくりをある程度進めていくための橋頭堡(きょうとうほ・拠点、足場という意味の比ゆ)として、地域の声が届く、利益が守られる組織として、この地域審議会を頼りにしている。
- 会 長 地域審議会は、合併前の旧町村にそれぞれ一つ置くことができるもので、例えば幕別町に必要が 無いとなれば置かなくてもいいので、その意味で必要に応じてという文言になっている。地域審議 会の役割は、合併する時に新しい町の建設計画を作るが、その計画どおりに進んでいるかどうかの チェックをしたり、意見を述べるという位置付けであるが、新しい議会との役割分担をどのように 調整していくかが、大きな課題になると思う。どのような体制で地域審議会を設置するか、法定協 議会の中で議論をいただくことになると思う。

# 7 公共的団体の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
公共的な活動を営む団体は合併後、新町としての一体	団体の意向を踏まえ、統合するよう調整
感を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、こ	に努めます。
れら団体への働きかけの基本方針について協議します。	

#### 質疑応答の要旨

- **委 員** 団体の意向は、どの時点で聞くのか。任意協議会なのか、法定協議会なのか。任意協議会の段階 でも意向を聞いて参考にしてはどうか。
- 事務局 各種団体が相当数ある。任意協議会の段階で調整がつくこともあるだろうが、基本的には法定協 議会で十分に詰めていただく。法定協議会でも結論に至らず合併後において調整もありえるという ことは例としてたくさん聞いている。

# 8 議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
新設合併の場合、合	定数、任期については、合併特例法による特例を含め次の三通りの選択肢
併前の議員は身分を失	があります。
うのが原則です。しか	① 「特例」を適用しないで、新町設置時に法定数内で設置選挙を行う。
し、合併前の住民意見	② 新町設置時に、「定数特例(法第91条の規定による定数の2倍以内)」に
を合併後の行政に反映	より52名以内の定数で設置選挙を実施、4年後に法定数の26名以内による
させるため、合併後一	一般選挙を行う。
定の期間に限り、議員	③ 新町設置時に、「在任特例 (選挙なし)」による合併前の町村議員全員が合
の定数や任期に関する	併後2年以内に法定数による一般選挙を行う。
特例措置が定められて	また、報酬については、3町村の報酬額及び同規模自治体の報酬額を基
います。	本に調整するものとし、それぞれ法定合併協議会において検討を進めます。
	·

#### 質疑応答の要旨

- **委員** ほとんどの項目が法定協議会での協議となる中で、この議員の任期ぐらいは任意協議会で決めて も良いのではないか。なぜなら新しい町になった時、町長や村長、議員がみんな辞めてしまえば、 それまでに協議してきたことや意向が停滞するのではないか。在任特例の2年間を決めて、新しい まちづくりに奮闘していただければ良いのではないか。一般の町民としては、そう思う。
- **委員** これは議員自らが結論を出す時期があると思うし、法定協議会で十分に検討させていただきたい。
- **委 員** 我々議員にとって住民の皆さんの意見は非常に大きなウエイトを占めるので、ほかにもご意見が あれば、持ち帰っていろんな話もできると思う。
- 会 長 しばし時間をいただきながら、進めさせていただきたい。

# 9 地方税の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
合併前の町村で課税している税目が違う場合	市町村民税、固定資産税などは税目及び税率が3町
や、税目によって税率が違う場合があります。	村同一であるため、現行のとおり継続します。ただし、
この場合、急に税金が高くなったりすることの	入湯税については、税率・免除規定に差異があるため
無いよう、一定期間は不均一課税が認められて	法定合併協議会において、調整の必要があります。
います。	

# 10 一般職の職員の身分の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
新設合併した場合は、町村の	① 3町村の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとします。
法人格が消滅するため、一般職	② 新町の職員数については、当面は現行の3町村の条例定数をもっ
の職員は当然失職することにな	て、新町の条例定数とします。ただし、新町において速やかに定員
ります。しかし、合併特例法に	適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めます。
より「引き続き新町の職員とし	③ 職制及び給与については、人事管理及び職員処遇の適正化の観点
て身分を保証しなければならな	から、調整し統一を図ります。なお、現職員については合併後速や
い。」と定められています。	かに給与の格差是正を行うことが必要と考えられます。

# 11 特別職の身分の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針	
新設合併した場合は、首長	① 町長は新町の発足後50日以内に選挙を行い、助役・収入役について	
をはじめ特別職は全員失職す	は新町長が議会の同意を得て選任し、教育長は、新町長が議会の同意	
ることになります。	を得て教育委員として任命したのち、新町の教育委員会が任命します。	
	② 給与については、同規模自治体の給与額を参考にして、法定合併協	
	議会において検討します。	

# 12 各種証明手数料の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
合併前の町村の間で、住民票や印鑑登録などの証明	合併時に一元化する方向で、法定合併協議会
事務について、その手数料が違う場合は、あらかじめ	において検討します。
その取扱いについて調整を図ることが必要です。	

# 13 補助金等の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
各種団体に交付している補助金等は、合併に	補助金等の取扱いについては、従来からの経緯、
際して制度の調整が必要になります。新町の振	実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性等
興にどのように役立つかを明確にし、財政状況	の観点から、そのあり方について、法定合併協議会
を配慮しつつ取扱いを検討することが必要です。	において検討します。

# 14 国民健康保険税の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
合併前の町村の間で国民健康保険	各町村の保険税については、地域事情により算定基礎に差異
税が異なっている場合は、不均一課	が見られるため、合併後に医療費の動向を勘案しながら、一元
税の適用もできますが、当該制度の	化するものとしますが、差異が大きいことから合併特例法で認
趣旨から、できるだけ早く統一する	められている5年以内を不均一課税とし、段階的に差異を縮小
ことが必要です。	する方向で、法定合併協議会において検討します。

# 15 介護保険料の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
合併前の町村間における保険料の格	第1号被保険者保険料については、合併年度及び平成17年
差について、負担の公平の観点から調	度は現行のとおりとし、平成18年度から新町の介護保険事業
整が必要です。	計画により算定した保険料率に統一します。

# 16 一部事務組合等の取扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目の説明	調整方針
各種事業等にかかる一部事務組合等については、	一部事務組合等については、事務の共同処理及び
合併の前日をもって脱退することになりますので、	機関の共同設置のあり方について、法定合併協議会
新町のあり方を協議・検討する必要があります。	において検討します。

# 質疑応答の要旨

- 委員 法定協議会の協議だけで済まない場合はどうなるか。行政間の協議が必要ではないか。
- 会 長 消防事務組合やごみの処理など、3町村が加入している一部事務組合が異なっているところもあ り、法定協議会の協議だけでは十分でないものについては、行政としてもそれぞれの組合の構成町 村と協議をしていく必要はあると思う。

# 17 住民負担とサービスの取り扱い → 調整方針のとおり決定

協議項目	協議項目の説明	調整方針
老人医療	合併前の町村で実施している	3 町村とも国の老人保健制度並びに北海道医療給付制度に基 づき実施しており、合併後も現行どおり継続します。
母子医療	独自の各種事業 について、従来 からの経緯・実 情を考慮し、公	3 町村とも北海道医療給付制度に基づき実施していますが、 初診時一部負担金の上乗せ助成で差異が生じており、合併時に 一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。
乳幼児医療	平性の確保及び 受益と負担の適 正化に努めるこ	3 町村とも北海道医療給付制度に基づき実施していますが、 助成率等で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法 定合併協議会において検討します。
各種健康診断と 自己負担	とが必要です。	サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討 します。
福祉サービスと 自己負担		サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討 します。
保育所と幼稚園		① 保育所については、合併時に施設区分ごとに保育料を一元 化する方向で、法定合併協議会において検討します。 ② 幼稚園については、合併時に授業料(保育料)を一元化す る方向で法定協議会において検討します。
給食費		3 町村とも独自に給食センターを設置し小中学生を対象に給 食を行っていますが、負担額に大きな格差がないため、合併時 に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。
ごみ収集と 収集料金		<ul> <li>① 収集回数については、収集の実態を考慮し、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。</li> <li>② 収集料金については、有料化がごみの減量に効果を上げている事例もみられ、費用負担と減量化への住民理解と協力を求め、合併後速やかに一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。</li> <li>③ 収集体制・処理施設については、一部事務組合の構成も含めて、法定合併協議会において検討します。</li> </ul>
除雪体制		合併時に除雪基準を一元化する方向で、法定合併協議会にお いて検討します。
上・下水道料金		上・下水道料金については、合併後5年以内で段階的に一元 化する方向で、法定合併協議会において検討します。

# 3 町村の公共施設等を視察



3町村の現状を任意合併協議会委員全員で認識 しようと、9月2日、公共施設等の視察を行いま した。

午前中は幕別町、午後からは忠類村と更別村を 回り、幕別町百年記念ホール、忠類村ふれあいセ ンター福寿、更別村福祉の里総合センターなど、 3町村で72カ所の公共施設等を視察。3町村にど んな施設があり、どのように運営されているかな どについて担当職員から説明を受け、お互いの施 設を比較するなど、今後の協議の参考にしました。

- ○「新町のまちづくりの将来像」及び「新町のまちづくりの方向性」の策定について→提案のとおり決定
  - 提案の理由 第1回協議会で決定された事業計画においては、「新町のまちづくりの将来像」と「新町のまちづくりの方向性」を分けて提案することになっていましたが、これらは密接な関係にあり、互いの連動性を明確に示すためにも同時に提案することが必要であると考えられるため、今回はこれらを作成するにあたっての基本視点を下記のとおり確認し、第3回協議会に同時提案することとするものです。

#### 「新町の将来像と方向性」作成の基本視点

- ア 今回作成する「新町の将来像と方向性」は、住民が法定合併協議会へ移行することの是非を判断する 提供資料とする。
- イ「新町の将来像と方向性」を作成するにあたっては、3町村の「総合計画」にうたっている基本項目を 参考とするとともに、合併後も生かしたい特色あるまちづくりを盛り込むものとする。
  - また、現段階において想定される合併後の新たな自治体となった場合の利点を生かしたまちづくりをできる限り描くものとする。
- ウ 作成する内容には、市町村建設計画において策定が義務付けられている道が計画する事業や公共的施設の統合整備に関する事項等は盛り込まないとともに、合併後の財政計画(シミュレーション)とは直接連動しないものとする。
- エ まちづくりの基本目標(メインテーマ)については、現段階では共通認識をとることは難しいため、 法定合併協議会へ委ねるものとする。

#### 質疑応答の要旨

- 委員 協議項目の大部分が法定協議会での協議となったが、将来像や方向性の作成に不都合はないか。
- 事務局 3町村の総合計画などを基に新町の将来像、方向性を見出し作成したい。
- **委** 員 総合計画を基本とすることは理解する。合併後の財政計画(シミュレーション)とは直接連動しないとあるが、財政シミュレーションが出なければ十分な議論ができないのでは。
- **事務局** 総合計画に例えると基本構想、基本計画に当たるため、直接的に財政シミュレーションとは連動しないという意味である。財政シミュレーションは、第3回協議会で提示する予定である。

#### 協議項目以外の質疑応答の要旨

- **委** 員 新町の名称を協議した時に岡田会長が市になることもという話をされたが、私も同感である。 1 町 2 村が合併する以上は、その目的はどこにあるかということは大事な分野と思うが、市ということの統一がされているのか。
- 会 長 住民基本台帳人口で市として認めてくれるかどうかは国の判断であるから、要請しても駄目なこともあると思う。ただ、できれば市になる方が住民の皆さんにも説明しやすいし、理解も得られるのかなと思っているので、国に認められるよう要請を続けたい。
- **委 員** 今日は協議項目の調整方針の協議に止まっているが、ある程度本音の論議をしていかないと法定 協議会にいった場合に心配があるのでは。ある程度の議論がなければ住民にも説明しづらいと思う が
- 会 長 活発にご意見をいただき、協議をしていただく場であって欲しいと思っている。
- **委 員** 地方制度調査会の最終報告が11月に出されるが、国の動向も踏まえながら地域自治組織について幹事会の中でも検討していきたい。
- **委 員** 11月に出される最終報告を見ながら、今後、地域自治組織についての検討をすることは、大事な分野になると思うが。
- 会 長 その最終報告の内容がどのような形で出てくるか現状ではわからないが、今、自民党のプロジェクトが地方制度調査会の内容を上回るような話もしている。いずれにしても国の動き、地方制度調査会の動きを頭に入れながら、これからの協議を進めていかなければならないと思っている。

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222 ホームページ http://www.north.hokkai.net/msc-gappeikyogikai/ Eメール msc-gappeikyogikai@north.hokkai.net

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会